

第 77 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成28年12月5日（月）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

白波瀬 佐和子（部会長）、永瀬 伸子、河井 啓希

【専門委員】

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

重川 純子（埼玉大学教育学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、神奈川県

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部消費統計課：阿向課長、佐藤調査官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 家計調査の変更について

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、2分ほど早いのですけれども、定刻近くなりましたので、ただ今から第77回人口・社会統計部会を開催いたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、11月22日の第75回部会に引き続きまして、家計調査の変更について審議をいたします。

なお、本日は嶋崎委員と関根委員は御欠席、河井委員は途中で御退席される予定と聞いております。

それでは、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 本日の配布資料ですが、まず、資料1としまして、家計調査に係る第2回部会において追加確認が必要とされた事項に対する調査実施者の回答をお配りしております。あと、資料2としまして、再配布となりますけれども、審査メモを、資料3としまして、審査メモで示しております論

点に対する回答となります、総務省統計局説明資料を配布しております。なお、資料3につきましては、第1回部会で配布した資料に14ページ以降が追加された形となって今回、再配布しております。

また、参考資料としまして、家計調査に係る部会の第2回部会及び第3回部会の議事概要と、資料番号を付しておりませんが、いつもどおり座席図、出席者名簿をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら事務局までお申し付けください。事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

審議に入る前に本日の審議予定についてお話しします。前回の第3回部会の審議では、一部再説明を求めている部分もあるものの、家計簿の変更及び新旧家計簿の並行使用についておおむね理解が得られたというふうに考えております。したがって、本日はまず第2回部会において追加確認が必要とされました事項が幾つか出されましたので、調査実施者から回答をいただきます。その後、今回計画されている変更点でまだ審議されていない世帯票及び準調査世帯票の変更、オンライン調査の導入、抽出区分の変更、そして集計事項の変更について審議を行いたいと思います。なお、第3回部会で改めて整理の上説明するよう調査実施者に求めている事項につきましては、次回の第5回部会で確認したいと思いますので、よろしく御了承ください。

また、本日の部会は12時までを予定しておりますけれども、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合、御予定がある委員、専門委員等におかれましては退席いただいて結構でございます。

本日の部会を含めてあと2回となりましたので、効率的な審議に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、まず第2回部会において、昨年度の統計法施行状況審議において示されている方向性への対応状況等の確認を行った際、追加確認が必要とされた事項について確認、審議いたします。

資料1により調査実施者から各事項について回答をお願いしますけれども、確認事項は大きく分けて3つに区分されておりますので、その区分ごとに審議を進めたいと思います。

それでは、「1 調査員の資質向上について」調査実施者から回答をお願いします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 統計調査部消費統計課でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして説明申し上げます。まず1点目の調査員の資質向上についてでございますが、3点、論点を頂戴してございます。まず1点目の記入補助・代行についてでございますが、これは調査員調査として行っているものでございまして、調査員活動の中で正確な回答を得るために、実地の状況に応じまして、必要な判断をそれぞれの調査員が行い対応しているものの一つでございます。これらにつきまして、定量的な程度を逐次記録するという事は調査員の業務としては義務付けてはございませんけれども、こうしたそれぞれの調査現場での対応事例、ノウハウといったようなところにつきましては、調査員と指導員、それから都道府県、さらに私ども国との連絡体制、研修会、打合せ

の場を通じまして情報共有や認識の共有を行っているところでございます。

それから、2番目でございますが、調査員に対してこういった場を用いて資質向上を図っているのか、それから、調査対象者への接触や記入指導について、どのような情報を提供しているかということでございます。

主に調査系統を通じまして、調査員への指導、情報提供を行ってございます。まず、統計局から都道府県の系統でございますが、毎年、都道府県の家計調査担当者を集めまして、実務研修会、それから地方別事務打合せ会、ブロック別会議などと私どもは呼んでございますが、開催してございます。実務研修会は例年6月に実施してございまして、家計調査の基本的な知識や実務を理解してもらうことを目的といたしまして、調査実施上の留意点や審査の要点などを説明してございます。それから、地方別事務打合せ会につきましては、例年秋に行ってございますけれども、毎年テーマを設定した上で意見交換会も行っております。この会議で出された意見の中で共有することが望ましい内容につきましては、全都道府県に対しまして統計局からの情報提供も行っているところでございます。

それから、都道府県におきましては、これらを受けまして調査員を集めました調査員合同指導会というのを開催してございます。各会議で使用しております会議資料に基づいて、都道府県の家計調査担当者から調査員に対しまして直接具体的な説明や指導を行っているというものでございますし、また、調査員がその件で一堂に会する場でもございますので、調査員同士の情報共有、交換の場ともなっているところでございます。都道府県では合同指導会とは別に、毎月2回、それから1期、2期になりますが、調査員から家計簿を受けていますので、そのときに気付いた点があれば調査員への伝達も行っているところでございます。なお、調査員の合同指導会につきましては、私どもも都道府県からの要望などにも応じまして、例年、全国に行かせていただいております。調査結果の利用についての講演や意見交換なども行っているところでございます。

3番目につきましては、1ページめくっていただきまして2ページでございます。高齢化しております調査員に関しまして、後進の育成に当たって具体的な試みはあるのかということでございます。家計調査の調査員、年齢構成を見ますと、60歳以上の方が全調査員の6割以上を示している状況でございまして、10年以上の経験年数を有している人が半数近くいるところでございます。家計調査は、他の調査と比べましても調査事務が複雑な面もございまして、これらのベテランの調査員が少なくなっていくというのは、調査を継続していく上でも大きな問題となって参ります。先ほど紹介いたしました地方別事務打合せ会でも、意見交換に挙がってきますテーマとして、こうした調査員の確保といったようなところ、それから、高齢化している調査員の問題につきましては、都道府県におきましても関心の高いものでございます。後進育成に当たりましては、合同指導会でベテランの経験年数が豊富な調査員が持つノウハウをそれぞれに話してもらったり、情報の共有化を図ってスキルの継承を行っているところでございます。また、高齢者の方に限らず、調査員が辞める際には新しく任命される調査員に対しまして、ノウハウをできる限り継承していけるよう、一緒に担当する単位区を巡回いたしまして、世帯への注意事項とか工夫などの引継ぎなどを行っている都道府県も多くございます。さらに指導員が新しい調査員に対

しまして、調査に関します説明の機会を複数回設けるなど、新しく任命される調査員へはできる限り丁寧なフォローアップをやっていただいているところがございます。

平成 27 年度の任命状況でございますが、調査員全体の約 7%、53 名になりますけれども、交代が発生してございまして、平均年齢で見ますと、辞められた調査員の年齢が平均で 63 歳、新しく任命を受けました調査員が平均で 52 歳となっているところがございます。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして御意見、御質問、よろしく願いいたします。

現時点で限られたリソースとお金の中でいろいろ工夫をされていると思いますけれども、人材育成ということですので、今すぐどうということは、なかなか時間的には難しいかと思っておりますけれども、もし特にありませんでしたら、次に進ませていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

調査員ということですので、東京都、神奈川県から何かありますでしょうか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。調査員の指導につきましては、今、総務省から御説明があったとおり対応はしておりますけれども、やはり知識とかノウハウの継承というのはすごく大事ななと思っておりますので、引き続き、職員が私ども東京都は指導員なのですけれども、このように指導ができるように引き続き努力はしていきたいというふうに思っております。

○片岡神奈川県統計センター消費・商業統計課長 神奈川県です。先日ちょうど調査員の合同指導会を開催したところなのですけれども、38 人、神奈川県では調査員がいらっしゃいますが、そのうちの大半が出席されまして、非常に熱心に、グループ討議などもやっているのですけれども、皆様で、いいやり方、こういうやり方がありますよというノウハウを共有されていまして、非常に熱心に討議されているのですけれども、やはり高齢化が進んでいるなという印象はあります。ただ、単純に年齢で決められないといえますか、かなりお年が行った方でも非常に元気な方は元気にやっておりますし、そういうところは一律に何歳以上だから難しいとか、そういうことでもないのかなと思います。若い方でもやはり意欲とか、新しいことにチャレンジするところが少し足りないという方もいらっしゃいますし、そういった印象を現場では持っています。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。高齢化社会ですので、もうそろそろ年齢の壁は取り除いた方がいいかもしれません。貴重な御意見ありがとうございます。

では、もし御意見、御質問等なければ次の方に進ませていただきます。よろしいですか。

では、集計・情報提供について、調査実施者の方から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは続きまして、資料 1 の 3 ページを御覧いただきたいと思っております。第 2 回のときに神林専門委員の方から御指摘も頂戴したかと思っております。私どもの方で参考値として幾つかの公表値とは別の補正の数字を示させていただいたり、研究として示させていただいたりしているものがございました。提示させていただいたグラフにつきましては、まず一つは前年同月の数字であったということ、短い

時間でもございましたのでなかなかお気づきになっていただくお時間あまりなかったかと思いますが、論点となりました公表値とのポイント差、ちょうど2015年8月のところであったかと思えます。これはそのときの金額の差だけではなくて、前年同月の、すなわち2014年8月の公表値との金額差にも依存してくるという要素がございます。年齢階級を用いました参考値では、消費支出の金額差が対前年同月ではマイナス、当月ではプラスに変化したということがございまして、少し下の方に表を付けてございます。公表値との差でございまして、2014年8月の欄を見ていただきますと、「参考値：年齢階級」として付けているものでございますが、マイナスの163円ということでもございました。2015年の8月、1年後の8月は公表値と比べましてプラスの1,683円ということで、こういう変化がございまして、他方で有業人員の方を見ますと2014年8月、これは研究資料として私ども出させていただいた試算値でございまして、プラスの6,238円でもございまして、2015年8月、1年後はプラスの2,053円ということでもございました。有業人員を用いました試算ではプラス幅が縮小ということが発生しておりまして、増減率は公表値よりも低くなったというところでもございます。

先ほどのとおり、前年同月で見たグラフであったということでもございます。それから、それぞれの補正方法は、確か第2回部会的时候には追加という言葉があったかと思えますが、それぞれ別々の補正方法でもございまして、表の上の段にありますのは年齢階級で補正したものでございます。表の下段についてございまして、年齢階級ではなくて有業人員で補正をしたというものを試算で出したということでもございます。それぞれ推計値は違ってきていまして、前年との動きの幅の程度によりまして、対前年増減率の違いが出ているというところでもございます。

下の方に、どうして有業人員の試算値で公表値との差が1.5ポイントと出たのか、その理由につきまして記載してございます。2015年8月につきましては、当月に比べまして前年同月のちょうど1年前の2014年8月の金額差、ここはちょうど自動車購入を含む交通・通信、ここの影響が非常に大きかったところでもございます。2014年8月の消費支出の金額差が大きかった理由につきましては、ここに1番と2番を記載してございますが、有業人員補正につきましては、有業人員が少ない区分の世帯の乗率が一般的には小さくなりまして、逆に有業人員が多い区分の世帯の乗率が大きくなる傾向になっております。2014年8月の場合は特に2人と3人の区分の世帯の乗率が他の月に比べて大きかったという特徴もございました。

それから2番目でもございますが、有業人員の2人、3人、これは有業人員でもございますので、2人、3人と増えていきますと収入も増えてくるということで、消費支出は全体の平均値よりも相対的に高くなっていくというところでもございます。そういうこともありまして、年齢階級による補正に違いが出てきたということでもございます。

次のページを見ていただきますと、その様子をグラフで示させていただいてございますが、ちょうど2014年8月のときが、ポイント差が指摘されました2015年8月というよりも、前年の2014年8月のところで試算値が公表値と幅が出たということがともに影響しているというふうに見てございます。

それから、2番目でございますが、これは河井委員の方からの御指摘があったところでございますが、サンプルサイズが拡大することが困難な中で、標準誤差を改善する方法として具体的にどのように考えられるかということで、第2回のときにも説明させていただきましたが、一つは、今、御議論もいただいてございましたが、推計方法を何とか見直す。必要性があればそこはきちんとチェックして行って、補正の方法を必要に応じて変えていくということが考えられると。そこで幾つかのことをやってはいるのですが、先ほど見ていただきました有業人員補正、それから年齢階級の補正、それから世帯人員の補正というのは今、行っているものでございます。なお、ここで今、表を付けさせていただいてございますが、これは簡易にサブサンプル、副標本法で標準誤差を求めたものでございますが、月々によりまして少し違いはいろいろあるのですが、正直申しまして補正方法で大きく標準誤差が改善するという状況は見られないところでございます。ただ、世帯構造はいろいろ変わっても参りますので、このようなところは引き続きウォッチをしていく必要があるだろうと考えてございます。そうした中で、なかなか標準誤差を抑えることは限界がございまして、家計調査の推計方法、それから調査の見直し、精度改善をこうした委員方の御指導を受けながら、引き続き追究していきたいと考えてございますが、並行して家計調査以外のデータを使って家計調査の結果の補完、補強、いわゆる擬似的なサンプルサイズの拡大を図って、家計調査とは別の世界で加工統計的に精度を高めた統計をしていくのが一つは現実的な対応と考えているところでございます。これは先般、説明いたしました研究会の中でも一つのテーマになってございますが、現在でもそうしたことは取り組んではございまして、その一つが家計消費状況調査というのを行ってございます。その家計調査と合算した、補強、補完しました形で家計消費指数というのを公表しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対して御質問、御意見よろしく申し上げます。神林専門委員。

○神林専門委員 ありがとうございます。

前年同月比だったというのは、今、この資料を頂いて初めて気付いたので、それはそのとおりだと思います。

確認なのですけれども、家計調査の乗率あるいは復元については、クロスセクションの精度を求めて乗率を設定しているので間違いはないですか。前年同月比をターゲットにして乗率を設定しているのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 基本は消費支出の金額そのものです。

○神林専門委員 もしそうだとしたら、この種の参考資料を作るのであれば、前年同月比ではなくて、そのものを出して、補正によってどれぐらい変わるのかというのを見せた方が誤解を招かないのではないかなというふうに思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 指摘の部分、確かにあるかと思います。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 いかがですか。河井委員、どうですか。

○河井委員 どうもありがとうございました。

少し2番目の、今お話のあった論点について質問なのですが、今回、2014年の乖離があった理由として、交通・通信のところが大きいという解釈なのですが、その後半、次のページの5ページのところで、耐久消費財については家計消費状況調査のデータを利用すると。ということは、この2つの関連性から見て、4ページの交通・通信の乖離というのは主に自動車の購入によるものだというふうに考えてよろしいのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 これは家計調査のところでございますが、発生しましたのはお見込みのとおりでございます。

○河井委員 では、家計消費状況調査の利用によって、この点は改善ができるかもしれないということでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。他方で先ほどの前年同月みたいな話になってくるとまた少し動きが違うところもありまして、どちらかといいますと、補足がされてくるので、振れは収まってきて、傾向的には合成した金額というのはどちらかという水準は高めの方に上がってくるという傾向を持ちますが、前年同月で見るときには、場合によっては振れ方は合成した方が大きく出る場合もございますので、一律には申し上げられない感じでございます。

○河井委員 もう1点質問なのですが、5ページの誤差率ですね、標準誤差率というのはトータルの消費については出ているのですが、例えば耐久消費財とそれ以外とを比較すると、耐久消費財の方が誤差率が大きいとかいうようなことは確認できるのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 十大費目のそれぞれの誤差率を出してございます。指摘のとおり、費目によりましてそこは結構大きな違いは出て参ります。

○河井委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 追加なのですが、そのときの違いが出ているというときに、何か時系列的な変化というか、大きくなっている、小さくなっているとか、についての検討や、変化の中身についての検討はされているのですか。特にそれは同じパターンかということは、少しもう一つ、関連するのですが、今、この自動車による消費によってずれがあったということなのですが、その御説明だと、毎年同じようなパターンが出るのでしょうか。同月と。今回は2014年と2015年で比べられているのですが、同じようにこの8月で、結婚した人が多くて、自動車買って、というストーリーは毎年あるものなのか、その辺りはいかがでしょうか。1ポイントの違い程度だったらいいのですが、その説明だったら今年というか、今回特別にという理由が少し見えないので、その辺りはどうなのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 傾向は、それはやはりありまして、一つは、それぞれの財・サービスの動きには多くは一定の季節性を持っているというのはございます。そのときに、標準誤差などを見てございますと、分類や費目ごとの、先ほど河井委員から御指摘がございましたように、一律ではない特徴的なそれぞれごとの誤差というのは出て参ります。程度の問題が出てくると。かつ、月によって、これも見ていただきますと、その月によって動き方が、誤差率が少し違ってくるということがあるかと思いますが、そ

の要素はあるというふうに思いますけれども。

○白波瀬部会長 要するに、今回ずれがあったというのですけれども、これが特に今回、一時的というか、特別の傾向なのか、同じように見られるような、1年を通して見られるようなものなのか、そのあたりは分かりますか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこはどうでしょうか。はっきりと言えないと思いますが、例えば有業人員補正をかけると、正に4ページを見ていただくとそのとおりに出ているかと思いますが、どちらかという消費支出の水準、レベルは高めに出てくるという要素がありますので、点線を出している公表値よりは上に行きまして、そこに間に少しすき間が出てくるのが見えるかと思いますが。その幅がどれくらい広がる月があるかということでございまして、ここは8月が広がるということは傾向的にあるということではないのだろうと思います。

○白波瀬部会長 それはないということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。今回の指摘いただいた前年同月の開きが2015年8月に出た理由を見ると、正にこのグラフを見ていただきますと、2015年8月は、一応やはり実線の方が高めに出ているのですが、点線との開きは2015年8月は交通・通信も消費支出の金額もそんなにない感じ、重なって見えるかと思いますが。ところが、2014年8月のところ、これは実は7月なんかも若干出ておりますけれども、このときには目で見えるような幅が発生してございまして、これが今回、推計、試算をしたときに1.5ポイントの差が出た要素でございまして。先ほど申し上げましたように、傾向的には有業人員補正をするとレベルが一段高いところを消費支出金額が推定されるような感じなのですが、その幅自体は一樣な幅を持っているということではなくて、です。そこでこの月たまたまの現象といいましょうか、状況だというふうに思います。

○白波瀬部会長 もう一つ確認なのですけれども、補正をどこでして、何のための補正かということと、比較をする場合に補正自体が変わっているとその比較の間で見られる差というのがどこから来ているかというのが少し見えなくなっているように思います。前年同月比較をしているのですけれども、そこでの統計の精度の評価の仕方が極めてアドホック的な印象を受けます。だから多分、そこでの説明がずっと同年比較でやってきていて、こういう形で補正もやってきてっていう形の御説明なのですけれども、少しずれがあるといたときのずれの意味が、私も少し混乱しているというか、どことどこのことをおっしゃっていて、説明してもらっているのかというのが分りにくく思います。多分それは情報というか説明段階でインターネットとかでもう少し分かりやすく説明してもらおうというのも一つ、手かもしれません。何かおっしゃりたいことはありますか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 部会長おっしゃられているのは、的を射ているかどうか、回答としてあるかどうか分かりませんが、自動車購入というのは家計調査の場合は極めて出現頻度が低いのです。出現した場合にはその分だけ影響がありますけれども、出てこなければその分だけ低くなる、又は前年に比べてマイナスになってしまいます。季節パターンというのもあるのですけれども、それがたまたま今回の場合、2014年8月に補正する世帯のところでは出現したということです。高く出ているという

ふうに理解していただければ、アドホックというのですか、出てくれば高く出るし、出てこなければ低く出ます。そして、その部分を家計消費状況調査で補完して集計することによって安定化を図ったらどうかというふうにお伝えしているところです。

○白波瀬部会長 では、品目ごとに誤差が違うということとも少し関連するのですけれども、頻度が出てこなければ誤差が大きくなる。すごく簡単な言い方をすると。そういうことですね。ですから、極めて定常的なのというか、予測がつくような家計構造についてはある程度確約ができるけど、それ以外のところではぶれがあるというふうに解釈してもいいですか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 おっしゃるとおりです。お葬式の費用とか、そういったものも当然、それに類するものに相当しますので、毎月の結果の中で見る際にはそういったところも見ながら理解をしていただくということになります。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 素人なもので少しよく分からないのですけれども、例えば4ページの図表の1の消費支出で、有業人員補正をしたものを見ると、有業人員の各地点の平均的な分布の変化による部分を補正すると消費額の変動は世帯人員による補正より多分小さくなっているように見えるのですが、5ページで標準誤差率を見ると、明らかに有業人員補正というのは、多分、人数が少ないところの世帯の乗率が大きくなる関係で標準誤差率が大きくなっているのですね。この両者の関係をどういうふうに見たらいいかというのが私にはよく分からなくて、5ページを見ると、標準誤差率を増やしますから、有業人員補正をすることは悪いことということになります。でも、4ページを見ると良いことのように見えます。その辺をどのように解釈したらよろしいのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 一つは、月々の変動は標準誤差だけの問題ではなくて、それぞれ持っている経済活動の変動というのがあるのだろうというふうに思われます。そうしたものが平均値で見ると、4ページの状況になってきているということでございます。ですので、有業人員補正をする場合は、こちらはいわば、より収入の形に着目するような感じに近いなというふうに思うのですが、どちらかという和高めに出やすいということになりますが、一方で今、指摘のように、分布で見ると、どちらかといえば標準誤差率は少し高く出てくるので、精度としては振れが出てくる可能性があるということでございます。

ですので、月々の変動そのものは標準誤差の影響ももちろん受けてはございますが、それ以外の要素もあって、そこの部分がどこまでまた拡大されてくるかということもあるのではなからうかと思えます。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 もう1点なのですが、家計消費状況調査を取り込んで家計消費支出を公表して、今後も改善を続けていくというお話なのですけれども、擬似的に家計消費状況調査のサンプルのデータを使ったときの標準誤差率をはじくということは可能なのでしょうか。つまり、そこだけ家計調査の結果を置き換えるみたいなことをするのですけれども、それを出していただけるとありがたいなと個人的には思うのですが、調

査を置き換えた家計消費指数の標準誤差の計算は物理的にできるのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それは試算することは可能だというふうに思いますし、この前も正に私どもの研究会の中で示させていただいたのは、そういう試算をさせていただいたものなのです。あのときちょうど半分ぐらいに誤差の変動がそれぞれの費目で収まった図を出させていただきました。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それは変動ですか。時系列方向の変化ですよ。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それぞれの費目の指数と家計調査の結果の品目、費目ごとの標準誤差を試算したものです。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 あ、そうですか。すみません、勘違いしていました。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 出そうと思えば出すことはできるのですが、どこまで精緻にやるかというのではあろうかと思えます。5ページに出させていただいたものも、サブサンプルでやっておりますので、どちらかといえば若干高めに少し標準誤差率が出ているというふうに御理解いただければと思います。

○白波瀬部会長 すみません、少し指数の話は別途区別して議論させていただきたいので、とりあえずここは家計調査ということで話を進めさせていただきたいと思えます。

戻りまして、この宿題でした2点目のことですね。この集計につきまして何か御意見ございますでしょうか。御質問。よろしいですか。

○神林専門委員 多分、全て表現の方法だと思いますので、参考値を公表するときに、こういう説明を皆様に見ていただいて、それで大丈夫かというのをチェックすればいいのではないかというふうに思えます。あとは、なるべく参考値の推計方法は統一した方がいいだろうというふうに思えます。

○白波瀬部会長 そうですね。はい。

いかがですか。よろしいですか。

丁寧に毎月報告とかされているので、私も毎回読ませていただいて楽しみにしているのですが、少し分かりにくい点もあるので、引き続き改善の方をよろしく願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

では、続きまして回収状況について調査実施者から説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、回収状況、どのような手順をとっているかというところを少し説明させていただきたいと思えます。6ページを御覧いただきたいと思えます。一般単位区の世帯名簿、以下、名簿と呼ばせていただいています。その作成に当たりまして以下の手順で作成してございます。まず、調査員が国勢調査の調査区に基づいて抽出されました調査単位区というものを設定してございます。この中を実地に回っていきまして、居住している全ての世帯についての名簿を作成いたします。それで、この名簿の作成に当たりましてですが、実際に世帯に世帯主の職業など、世帯区分、2人以上の世帯の場合は現在は農林漁家世帯、勤労者世帯、勤労者以外の世帯の3区分、単身世帯の場合は男女に振り分けるための最低限の情報を、名簿作成に当たりまして実際

の世帯から聞き取ってございます。その聞き取った後、調査の予定世帯、いわゆる調査対象を抽出するために世帯区分ごとに一連世帯番号を記入いたします。一連世帯番号を記入した後、この調査単位区全体の世帯区分別世帯数を基に、各世帯区分に割り当てられました調査世帯数を乱数表を用いて無作為に抽出するという作業を行ってございます。それで、単位区ごとに合計6世帯を抽出して参ります。

作成しました名簿から、今度は調査世帯の選定を次のように行っております。6世帯を選ぶわけですが、まだ御本人たちが御了解いただいている状況ではございませんので、抽出されたその調査予定世帯に調査を依頼いたします。ただし、この場合、どうしても引き受けていただけない世帯というものが出てきまして、このときには最初に抽出された調査予定世帯と同一の世帯区分、2人以上の世帯の場合ですと農林漁家、勤労者世帯、勤労以外の世帯の3区分、単身の場合は男女でございませけれども、その世帯を調査員がまた乱数表を用いまして無作為に抽出しまして、代替世帯として調査を依頼しているということでございます。ここが代替をしているところの過程でございます。

また、先般少し御議論にもなりましたが、引き受けていただけなかった世帯につきましては、準調査世帯票というのを作ってございまして、世帯属性等の事項を聴取して記入してございます。代替世帯として抽出された世帯のうち、更に調査を引き受けられなかったものにつきましては、これはまた準調査世帯票を簡略化した準調査世帯名簿というのを作ってございまして、こちらで世帯主の職業、世帯区分、不採用の理由などを記録しているというやり方をとってございます。

なお、1調査世帯当たりの依頼世帯数ですが、平成26年の平均実績ですと、2人以上の世帯で3.1、単身世帯で2.7、整数で言えば大体3世帯当たってやっとお願ひできるというような、アタック率はそのような状況でございます。

なお、先般もございましたが、そういったような情報についてということでございます。こちらはホームページで情報提供させていただいているところでございますが、7ページを御覧いただきたいと思ひます。7ページ、それから8ページの方に、準調査世帯票を用いまして、実際に調査された世帯と最初に抽出された、本来当てたといひましようか、お願ひをした世帯との差を世帯属性別に分布をとっているところでございます。そこら辺で確かに少し属性的にも違いが出てきているところはあるところでございまして、こちらにつきましてはホームページに載せて情報提供はさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして御質問、御意見をよろしくお願ひいたします。

○神林専門委員 ありがとうございます。よろしいですか。

こちらからの質問の中の、訪問回数等について、回収状況のような現場の基礎データは共有されていないのかということについてはどうでしょう。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 訪問回数というのは、実際に同じ世帯を1つをお願ひできたとしても、5回行ってとか、そういうことでしょうか。そうした訪問回

数ということについては記録はしてございませんで、データとしての集計は行ってはございません。ただ、先ほどのブロック会議、地方別打合せ会議とか、合同指導会の中とかで、やっぱりそういう話題とかは出てきまして、ある県では何回ぐらい行かないといけないとか、そういう話が出て参ります。

○白波瀬部会長 それは極めて基本的な社会調査の情報だと思います。多分、現場では共有があるのではないかと思うのですけれども、その辺は何か標準化された形で情報共有をされていますか。訪問回数や訪問状況など、細かなところになってこれだけの規模になってきますと、ある程度スタイルを決めて集約することがよいと思いますが、それを記入する調査員自身の負担がかかるので、それは極めて大変だとは思いますが、ここで行われているのは最終的に何回訪問しても1回目の世帯か何回目の世帯に当たりましたかということですよ。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 何世帯に当たったかということは発表してございません。

○白波瀬部会長 この辺りは、訪問回数云々というのは、要するに誰が欠損になりますかということも裏表になって非常に重要なのですけれども、現場の方はそこまでのいろいろ聞くというのは大変なのですかね。東京都、神奈川県の方から何かありますか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 調査員からは相当大変だという声は聞いております。

○白波瀬部会長 具体的に何回訪問というのは、要するに日常的なレベルでのお話ししかなくて、データとしてはとっていないということですね。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 そういう数字的なものまではつかんでいません。かなり苦労しているのは事実でございますけれども。

○白波瀬部会長 分かりました。

○神林専門委員 具体的にどういう時点で諦めるというふうにマニュアル上はなっているのでしょうか。

○白波瀬部会長 これはもう裁量ですか。大体、一応指示はするのですよね。何回以上とか。もちろん断られたらそこで終わりですが、何回以上とか指示してあげないと、調査員によって、ものすごく真面目な人は何十回も行くとかいうのがあると思うのですよね。それで本当に大変な御苦労というのもよくよく承知はしているのですけれども、その辺りはもう現場の御判断に任せるといえるか、そういう意味では経験値が高いということだと思えるのですけれども。そういうことになってくるのですか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 やはり経験豊富な調査員の方は意外と確率高くしてくるのだらうと思うのですけれども、それもやはり地域や、マンションとかそういうところの実態に即してですね、できるだけ丁寧にやって、最後はやはり断られているのに更に突っ込むところまではやらせないようにはしております。

○神林専門委員 対面の状況になったときに、嫌ですと断られた場合には、もうそれ以上はやりようがないと思うのですけれども、不在で対面の状況を作れないという状況が結構多いと予想はしているのですが、そういう場合には、僕の経験ですと、何月何日の何時ぐ

らいに行きますというのを予告のメモを入れてから、その時間に行くわけですがけれども、必ずしもその時間にいらっしゃってくださるわけではないので、2回とか3回とか訪問を重ねてずっと不在、まあ、居留守を使われちゃうということもありますけれども、その場合にどの時点で、いや、もうこれはだめだ、事実上断られているので次の世帯にというふうに行くというマニュアルみたいなものはないですか。

○松尾東京都総務局統計部社会統計課長 我々も、今、専門委員がおっしゃったように、会えない場合は、何月何日に訪問しますっていうことをやっぱりやります。やりますけど、それでも反応がない状態が続く場合は、総務省に、この地区はとりづらいので拡大させたいというような相談もさせていただいています。それがすごく最近は増えているという実態でございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 一般的に各種統計調査で何回行ったら終わりでもいいですよというのは非常に言い難いところで、私も過去にセンサス型の調査を実施した経験がございますが、その際も地方からは3回ぐらい行けばいいのですかというお尋ねを受けるときがあるのですが、調査実施者の立場としては、可能な限り時間帯を変えたり、曜日を変えたりして足を運んで、可能な限りその地区で調査対象の方にお会いしてくださいと言うしかないところかと思えます。個人の資質もございますので、そこはそれが限界だというふうに御理解いただければと思うのですが。

○神林専門委員 もしかすると、その辺が実施者の方に逆に負担になっている可能性はあるかもしれませんので、つまり、できるだけやっってくださいというふうに言われると、本当に最大限、ある世帯に掛かり切りになってしまうというようなことが起こるかもしれませんので、これは今回の話ではないですが、将来的にはどの辺で次の世帯に行ってくださいというのを総務省の方から地方の方にルール化してもらえると助かるのかなというふうに思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは1つの確かにアイデアだと思いますが、どちらかといいますと、そこは都道府県と調査員の御意見重視で、私どもの中でどういふようなやり方、ルールを本当に決めた方がいいのか、そうではなくて、その判断の部分は都道府県の指導員の方々にお任せして、地域の実情に応じた形をとっていけばいいのか、そこは引き続き、状況はどんどん確かに変わっていきますので、変わっていった状況に合わせて、今、いただいたアイデアなども踏まえながら考えていきたいと思えます。

○白波瀬部会長 多分、今の御意見は、こうしてくださいとかということで実はなくて、もっと言うと、人材形成とか次世代の話にも関連してきます。あと、家計調査、結局、足元のところは本当に個人の調査員の熟練度にかかなり左右する代表的な調査ですが、他の調査も似たりよったりというところもあるので、家計調査だけではないと思えます。横断的に検討しなければいけない、非常に重要なイシューだと思うのですがけれども、やはり今、お話を聞いているだけでもすごく温度差を感じるのですね。現場に軸を置いた調査にもかかわらず、そのことがやっぱりどこまできちんと情報共有できて、実際に改善へと向かうような体制ができていっているのかっていうのは、重要なポイントだと思います。もちろんいろいろなレベルのところではいっぱいいっぱいでお仕事されているということを十分承知して

いますので、それをすぐにとというのは難しいと思います。ただ、神林専門委員からもあったように、今の状態がそれです。今までうまくいったのですけれども、さて、それが次の世代になるとどうなるかはわかりません。全国いろいろな状況がありますので難しいのですが、ただ、一つ、ここでやめましょうねというラインを決めてあげると少し楽になる部分もあるのではないかと御提案でございます。ですから、もう少しこの辺りというのは、今日どうのこうのということではないですし、最初のところでも人材育成、高齢者の方のということも含めまして、すぐにイエス・ノーのお答えをお願いするというつもりはないのですけれども、少し今後の課題も含めまして、本当に熟練度に偏っている調査の重要さというのをみんな共有して承知していますので、できるだけ良い形で継続できればいいというふうに考えました。

あと、よろしいでしょうか。河井委員、どうぞ。

○河井委員 まず1つ目は、この表とか数字の見方についてと、あと、代替サンプルの選び方について、2つ質問があるのですが、まず1つ目の質問は、6ページ一番下の1調査世帯当たりの依頼世帯数が3.1とか2.7というのは3世帯に2つは断られるということでしょうか。やっぱり想像はしていたのですけれども、結構断られるなという印象を受けました。そういうふうに解釈していいということですね。

あと、7ページ、8ページに出ている数字で、差が大きいところというのは、例えば65歳以上はマイナス0.7で、50歳から54歳がマイナス1.0ということは、このような世帯で拒否が起こっている。ということですよ。だから、高齢者が拒否する傾向にあるとか、あと、世帯人員分布で言うと、2人世帯が拒否していて、人数が多くなると拒否する世帯が少なくなると。有業人員で見るとゼロ人がマイナス2.9ということは、忙しいから答えないというのではなくて、むしろ無職世帯が答えないというふうに解釈していいのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 有業人員ゼロ人はそういうことになります。

○河井委員 やはりそうですか。そのときに、代替世帯の選択方法が6ページに記載されているのですけれども、代替世帯を選択する場合に、2人以上世帯の場合は職業というか、農林漁家か勤労者か勤労者以外かという、その中から選択する。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 はい、そうです。

○河井委員 単身については男女の違いによって選択をする。だとすると、例えば勤労者世帯の中からどういう人が選ばれるかというのは、出たとこ勝負というか、そういうことですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこが今回、抽出区分の見直しをさせていただこうということで出させていただいているところでございます。今正に委員がおっしゃった、例えば有業人員のところとかがゼロ人といったようなところが、これはどんどん、今から先、高齢化していきますと年金世帯なんかはそういう世帯に入ってくるわけなのですが、安定的に取っていく必要性もあるでしょうから、今、正に委員が御指摘のところの見直しが必要なのだろうというふうに考えてございます。

○河井委員 国勢調査で情報が得られるのだとしたら、この区分のところをもう少しクロスにするとか。難しいかもしれないですけど。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 一応、1地点6世帯ですので、あまりやっても。ここら辺がぎりぎりかと思えます。

○河井委員 では、むしろ、クロスにはしないで、この区分を変えて、落ちているところをできるだけ落とさないようにするような努力をされると。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね、はい。

○河井委員 分かりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 でも、そういう意味では、少し繰り返して、ゼロ人のところなのですが、物理的にこれだけの長期の家計を書き続けるのは、後期高齢層が加速度的に多くなっている今、その行為自体ができない場合が増えております。そこで、記入という以前に、代替のやり方の改善以前の問題というのがもしかしたらあるかなというふうに思っていて、だから、そういう意味で基礎情報が少し欲しいのですよね。

○神林専門委員 逆に、有業人員ゼロの世帯だと、ヘルパーとか入っている可能性がありますので、そういう方の御協力が得られるのであれば、もちろん世帯主の許可のもとですよ、むしろレスポンスレートは上がるかもしれないので、そこはどこまでそういう情報を共有して調査員が、どの、いつ、訪問するかとかにもかなりよってきますので、そこは工夫の余地はいっぱいあるのではないかなとは思いますが。

○白波瀬部会長 重川専門委員。

○重川専門委員 関連する話ですけど、私も割とアタックができないのかなと思っていたら、必ずしもデータからするとそうではなくて、訪ねただけでも、なかなか難しいという可能性もあるのだなということも見えてくる気がするのです。先ほども少しあったように、一番最初の調査員の資質の向上とも関連するのかもしれないけれども、高齢者への記入支援の内容という話です。途上国の場合だと、字が書けないというようなこともあって、ダイアリーキーパー、非常に期間も短いのですけれども、家計簿のダイアリーキーパーというような方が時々行って、書き取るような話を読んだことがあったので、そこまではないにしても、例えば高齢期の場合に書くことが少し困難になってもう面倒くさいというようなことがあるのだとすると何かしら、今すぐという話ではないですが、将来的にどこまで調査対象にするかということと関わってくると思いますけれども、今後そういうことも検討可能なのかもしれないと思います。非常に負担が大きいのでそんな簡単な話ではないと思いますけれども。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

永瀬委員、ありますか。

○永瀬委員 今回、こういうふうに農林漁家世帯、勤労世帯、勤労以外の世帯というふうに抽出しているのだということを伺って、昔は農林漁家がとても多かったと思うのですが、今の時代、農林漁家と勤労者と勤労者以外と分けて抽出していいのかと。私は、別に消費行動の専門家ではありませんけれども、労働分野をやっている者としては、世帯を分けるのだったら多分、消費行動は共働きと共働き以外、それからあと、引退世代と現役世代でかなり消費行動は違うのではないだろうかというふうに思うわけなのです。今、問題意識はおありになるとおっしゃっていたのですけれども、例えば、ここだと勤労者以

外は無職と個人営業が入るというふうにホームページを見ると記載してございますけれども、勤労者でも雇用形態で随分消費行動は違うのではないかなと思いますので、そういうことなども考えて代替世帯をとった方が、全体の動きをフォローするのかなというふうに、私は消費のそれほど専門家というわけではないですけれども、そのように少し感じた次第です。

○白波瀬部会長 すみません、永瀬委員、代替以前に抽出区分のお話は後でありますので、少し後に回させていただきます。

○神林専門委員 最後に少し一言なのですけれども、乗率を作るときというのは、最終的にサンプルされた世帯の分布を見て、国勢調査に合わせて乗率を作っているという理解でよろしいのですよね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 月々の数字を出してございますので、私も、労働力調査の世帯数の世帯人員分布を使いまして、それで補正をかける形です。

○神林専門委員 それは直接サンプルされた後の、確定したサンプルの分布に対して補正しているのでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 乗率はそもそも、もともと地域の乗率をもっていて、また、欠測も発生するので、その月とれないところがあるので、そのところまでは入れ込んで、つまり、抽出率の逆数が、抽出の部分が例えば本来6世帯とところと思ったところが5世帯だったら、そのまま乗率を掛けてしまいますと低くなってしまいますから、その部分の補正をした上で、さらに地方、それから世帯人員の分布を労働力調査の結果で、いわゆるベンチマークの推定をする形、調整、推定をさせていただいているということでございます。

○神林専門委員 分かりました。そうすると、その乗率を作るときに、欠損というか、最初に抽出された世帯が多い調査区と、そうではなくて何回も何回もトライしているというような調査区の間での区別というのはなされていないということですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこはないです。はい。

○神林専門委員 その点は将来的に推計の中に取り込むということはお考えですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこが改善につながるというところまで、少しすみません、認識ができていないところがございまして、勉強が足りないところがあるかもしれませんが、精度の向上につながるということであれば排除するものではございません。

○神林専門委員 つまり、多分、暗黙の前提になってしまうのですけれども、調査されたくないというような世帯、特に対面で拒否するという場合は、例えば煩雑さというようなことがあったり、労働時間が長いというような、ある種の特性を持った世帯が調査を拒否している可能性があって、それが一つは労働力調査にあてるときの変数によって説明できるのだったら問題ないのですけれども、それ以外の要素で説明できるような要素で調査拒否というのが行われているようでしたら、やっぱりバイアスがかかってしまうわけなので、その辺の改善の余地というのは恐らくあるのではないかなというふうに思っているのですけれども、将来的にもし可能であれば研究を続けていっていただきたいと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ちょうど正に、実はビッグデータがあれば使わせていただくとか、民間の調査会社のデータも使わせてもらうというのを私ども今回、研究の中に入れていますが、そうした中で、いわゆるそういう家計調査で外れたところがある種の欠測のバイアスを発生させているかどうかの見極めもできるかどうかというのは見ていきたいというふうには思っております、今正に専門委員が御指摘のようなどの、実務ベースに取り入れることも開示の上ではなると考えてございます。

○白波瀬部会長 それはやっぱり、ビッグデータって急に飛ばないで、足元の、実は、何回訪問しましたかっていうデータが、いわゆる専門委員がおっしゃったように、セレクション・バイアスの話ですので、このセレクション・バイアスをいかに精緻に考慮していくかっていうのが今の御意見でございます。ですから、その点については私も、家計調査自体のサステナビリティも含めて、そこの部分、セレクション・バイアスのところがきちんと説明できれば、かなり飛躍的に改善されます。これは、補正云々ではない、もっと根幹的な話なのですが、同時進行で進めていただきたい。それと一方で、そのレベルまで行ったところのセレクション・バイアスの対応について議論いただく。この点、調査法の中でも結構、ミッシングの議論はあって、テクニカルにも非常に議論も先に進んでいるのですけれども、日本ではそれほど議論はまだ議論が始まったばかりというところですので、それについての研究は積極的にしていただけますと、これはとても有益だと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。では、次に進ませていただきたいと思います。これで第2回部会において基本的に御対応ありがとうございました。宿題返しを終えました。今回、十分議論できたと思いますので、昨年度の統計法施行状況審査において示されている方向性への対応状況・対応方針についてはひとまず適当という形で整理をさせていただきたいと思います。

それでは、資料2の審査メモの3ページの方に戻っていただきまして、調査票（世帯票及び準調査世帯票）に関する変更について事務局から説明の方、よろしくお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 資料2の審査メモの3ページ、(2)世帯票及び準調査世帯票に関する変更のところを御覧いただければと思います。

まず、変更内容ですけれども、四角囲いの中に記載のとおり、社会情勢の変更や、家計簿等の記入内容の審査における利活用の低下といったことを踏まえた変更、あとは、これからの審議になりますけれども、抽出区分の変更に伴う変更というものがございます。世帯票につきましては、①から⑰の全ての変更を、準調査世帯票につきましては、米印が付いております3点の変更が予定されております。審査状況としましては、これらの変更につきましては、調査対象世帯や調査員の負担軽減に資するものであることから、おおむね適当ではないかと考えております。

そこで、次のページ、4ページになりますけれども、今回変更する予定の調査事項がどのように利活用されているのか、また、今回の変更により利活用上の支障はないのかとい

又は従業者、事業の内容」というものを削除するというものでございます。副業かどうかというのは別にきちんと捉えているのですが、その副業の勤め先を書いてくださいと。どんな事業なのかを書いてくださいというものでございまして、そもそも副業ではなくても、ここの部分というのはなかなか、国勢調査でもそうですけれども、プライバシー意識が強いところでもございまして、調査員と世帯との間をあえて更に難しくしてしまうというようなところでございます。こちらにつきましては、審査において使っている事項なのですが、もう副業の状況で十分とれてございますので、こちらにつきましては削除いたしまして、調査員と調査世帯の間を複雑にしない、負担軽減を図っていきたいというふうに考えてございます。

次のページ、8ページを見ていただきたいと思います。これは「在学者の学校の種別」に「保育所」を追加するということと、「大学」を「大学・大学院」と変更するものでございます。現在、先ほどのとおり、あくまでも調査員の、いわば他計式ですので、調査世帯が見ているものではございません。ですから、調査員はこう書いているけれども、このようなものはここに書いてくださいと言え、それで今は全部やれているところなのです。ただ、大学院につきまして、今、大学に入れてということを行っているのですけれども、そういったところはきちんと明示しておきたいということでございます。

それから、⑩「住居の構造」でございます。住居の構造は、木造、防火木造、ブロック造、このような住宅の構造を調べているというところでございますけれども、これによって今、実際、支出の分類が変わってくるというような状況でもございまして、審査としても効果というものもなくなってきているような状況でもございます。こういう観点から、報告者の負担軽減を図るということで削除したいと思っております。なお、ここに記載してありますのは、全て調査員が世帯に対してアンケート、インタビューしないといけないということございまして、多ければ多いほど世帯から面倒くさがられるというか、そういうことになってきますので、本当に必要最少限度にしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして「住宅の所有関係」でございまして、これは集計事項として使っているものなのですが、実際に集計しているよりも細かく調査の段階では聞き取ってございます。ところが、もう数も少なくなってきている、例えば住宅の建て方がクロスになっているものとか、設備状況がクロスになっているものもございまして、このようなものを詳しくとつても結局集計の段階ではまとまってくるということもございまして、審査としても近年はその必要性というのが少なくなってきているということから、区分を統合いたしまして、きちんと集計できる範囲は確保いたしますが、細かな調査の現場の部分というのは簡略化をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして9ページへ行きますと、「住居の延面積（借間は除く）」という書き方の「（借間は除く）」というところを削りますという話でございます。こちらは調査票に記入する調査員に対して、借間に住んでいる「世帯の住居の延面積」は調査しないことを入念的に明示する注意書きとしてこれまでやってきてございましたが、ここの部分というのはもう既にゼロ件ともなってきたございまして、また、先ほどの住宅の所有の関係でも借間も統合

してしまいますので、この注意書き、入念的に書いていたものは削除するというところでございます。あまり区分として捉えていただく必要性はないかと思えます。

続きまして、⑤の居住室の畳数の「うち間貸分」という書き方がされている部分でございます。こちらは、この「間貸分」のところは集計をしているものではございませんで、間貸されていらっしゃる時の、昔はいわゆる下宿とかそういうのもかなり多かったところもありますが、今はかなり少なくなってもございます。このようなところは以前はやっぱり電気代とかの案分などを考えて、こういうものを入れてございましたが、最近はもうこのようなものも少なくなってきましたので、負担軽減の観点からも削除していきたいと思っております。

それから、「建築時期」でございますが、これは持ち家のときに建てられた建築時期をつけてもらっているものでございますけれども、現行の調査票は「昭和 40 年以前」「昭和 41 年から 50 年」「昭和 51 年以降」ということで、平成も含めて全部「昭和 51 年以降」に一括りになっていることもございまして、ここは平成と昭和で分けたいというふうに、今の時代に合わせた形にしたいと思っております。なお、平成のところにつきましては、各年を記入していただくという書き方でございます。

続きまして、⑦の給与等の「口座自動振込」の有無でございますが、別で家計簿のところで説明を差し上げましたとおり、こちらはもうほとんど支給方法は口座の自動振込に給料はなってきましたございまして、それを前提として家計簿も今、作り直しもさせていただいているところでございます。世帯票で口座自動振込かどうかを別に聞くという必要性というのも低減してございますので、削除をしていきたいと考えてございます。

次のページ、10 ページに参りまして、「家賃・地代」の支払の有無というところでございますが、こちらは定期的に支払が生じます項目の一つとして「家賃・地代」というのが考えられまして、その記入漏れを防ぐ観点、確認をする観点から用いたところでございますが、家計簿に家賃を記入する可能性がある世帯につきましては、ここでとらなくても、もう既に住居のところで把握が、つまり民営の賃貸住宅を借りているということは分かってございますので、ここで改めて聞く必要性もないということでございます。また、地代ということももうほとんどなくなってきましたので、負担軽減を図る観点から全員に聞くという項目としては外したいと考えてございます。

それから、続きまして「無職世帯の主な収入源」でございます。こちら集計事項ではないものでございますが、無職世帯の収支の記入漏れの確認のために利用してきたものでございますが、年間収入調査票で今、大体、事務的にも可能となって、事務の見直しもできてきているところでございますので、負担軽減を図る観点から削除していきたいと考えてございます。

それから、2人以上の世帯におきます、家族で、いわゆる親族でといいましょうか、それで同居をしていない者の数の区分でございますが、こちらは区分を統合するというところでございます。集計事項でない調査事項でございまして、これまでは仕送り金や収支の妥当性を確認するために、同居していない家族の人数というものを把握したものでございますが、区分「仕事のため」については件数も少なくなってきましたので、これはもうま

とめて区分を捉えるようにしたいと考えてございます。また、区分「入院中」としているものについては、これは表記の問題でございますけれども、最近が高齢化の進展で介護施設への入所というのが増えてきてございますので、ここは明示的に、調査員に言えばそれで済むことではございますが、明示的に「入院中」に加えまして「介護施設に入所」というような表記にしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、次が③と記載してございますが、こちらの方の記入ミスでございまして、大変失礼しました。⑨でございまして、単身世帯における「世帯の形態」の区分を統合ということでございます。こちらも集計事項でないものでございまして、「単身赴任」と「出稼ぎ」というものを配偶者や扶養家族と長期にわたって別居しているという意味で考えますと、もう同一と考えてよろしいかと思っておりますので、ここをあえて2つに分けるということをする必要性もないかと考えております。また、出稼ぎというのも近年、大きく減少してございますので、これらを区分、統合いたしまして「単身赴任・出稼ぎ」という形でまとめて単身世帯の世帯状況を把握したいと考えてございます。

続きまして⑭でございまして、「別居している子の有無」の削除でございます。こちらは、集計事項ではない調査事項でございます。これは元々なのですが、本調査事項が「単身世帯収支調査」というのを家計調査の前身で行ってございましたけれども、これを家計調査の単身世帯調査として編入した際に、元々あったものをそのまま継承したという経緯がございます。当時は、高齢・単身世帯の生活レベルは近くに親族が住んでいるかによって変わり得るとそのとき想定しまして、調査事項として設定したというものでございますが、家計調査の標本規模では実際はそこに該当してくるものが極めて少なく、精度の観点から分析、公表として利用に耐えられるものではないので、現状においてもそこは調べても集計・公表とする体系には入っていないということでございます。審査におきましても先ほどのとおり非常に少なくなっているもので、この「別居している子の有無」、それから最も近くに住んでいる子の居住場所によって、高齢・単身世帯の収支の妥当性に疑義が生じるというようなケースは極めて少ないというか、ほとんど皆無の状況でございまして、本事項は標本規模が大きい全国消費実態調査で調査、集計して、構造的にその部分は把握してございますけれども、毎月の調査ということにつきましては役割分担を図りまして、家計調査からは削除したいと考えてございます。

最後、今回予定している変更以外に追加するものは、現時点でもしあれば相談させていただいておりますので、現時点では考えていないという回答とさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして質問、御意見をよろしくお願いたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から一言だけ付言いたします。今、世帯票の各項目についての削除理由、それから変更理由について説明がありましたけれども、御覧いただいている世帯票の新旧ですね、このうち一番上にあります15番と16番、それから旧の方で申し上げると右下になりますが、17番の耕地面積、この

部分、計3か所につきましては、世帯区分、抽出区分の変更と連動するものですので、その抽出区分の変更の中で統計局の方から付言をいただければと考えております。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 失礼いたしました。そのとおりでございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、今、御説明いただいたところに対しまして、基本的には時代の変化と、あと、負担というところで御対応ということになります。

○永瀬委員 2人以上の世帯で、⑧のところですけども、仕事のために別居している人の件数は大変少ないというふうにおっしゃったのですが、単身赴任はかなり多いというふうに考えられて、そしてそれはこちらの⑨で捉えられているからいいという言い方もできるのかもしれないのですが、しかしながら、⑧でそんなに単身赴任が少ないっていうのが少し不思議なのかなという。国勢調査などで見ると、世帯主が有配偶であって単独世帯というのはかなり増えている傾向があるようですので、この辺はどのようになっているのか教えてください。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 家計調査につきましては、全国消費実態調査と調査対象が異なりまして、家計調査はあらかじめ調査対象から世帯主が3か月以上不在、いわゆる長期不在の場合、単身赴任の場合などは調査対象から除くということにしてあります。それは家計収支を捉える上で毎月の収入が他方にいる人（別世帯）から仕送りを受けてというようなことになるものですから、家計調査では対象から除いています。

○永瀬委員 そうすると、単身赴任が多いというのは基本的には大企業の中年男性だと思うのですが、そこが家計調査から抜けているような調査になっているということですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そこは単身赴任で長期になっていけば、単身世帯の中の調査対象として選ばれてくるということです。

○永瀬委員 そうすると、多額の仕送りをしているような単身世帯という形で出てくるという。多分、家を2軒持っているでしょうから、その自分の小さな生活以外の消費行動というのはどうやって調べるのですか。つまり、奥さんが自分の方のお家で普通の収支をしていて、どちらかという奥さんの方が家計簿をつけていて、御本人の方はあまりつけていないような予感がしますけれども、そこで把握できているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○白波瀬部会長 多分、永瀬委員がおっしゃっているのは、世帯主が3か月以上いない世帯の中の家計消費は、夫から仕送りでもらっているわけなので、夫の方の、単身赴任をしている人だけをヒットとして調査に入れても、実際の家計行動はしっかりとれないのではないかということなのです。けれど、多分、サンプルをとるときに二重になってしまうので、そういう意味で区別するという事で世帯主が3か月以上不在の場合は落とし、理論的にはその方が単身赴任として別のところにいらっしゃるのでもそっちの方であげてくださーいという、単身者としてあげるという、そういう方針をされているという、そういう説明

だと思えます。

永瀬委員はその実態のところ、そういうふうにもきちんとしたというか、消費行動のところは過小評価されるのではないですかという、埋もれているのではないですかという御質問ではないかと思えます。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それは正に世帯概念をどうするかということではないかと思えます。世帯をどこで考えていくのかということだと思います。例えば、親と離れている子供の世帯も、いや、我々家族なのだと思えば全体で捉えるということになってくるでしょうし、ですから、そこはどんな世帯概念にするかということでございまして、一般的な統計、公的統計でとっている世帯概念を私ども家計調査も取り入れているということでございます。したがって、長期に単身をしている方と御家族は別世帯として捉える。

○永瀬委員 別世帯だけど、世帯主がいる留守宅はもともと家計調査からは外しているという、そういうことですね。だから、別世帯だから、そっちの単身で行っている男性は自分の小さな家計のことだけ書けばいいという、そういうことですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そういうことです。

○永瀬委員 そうすると仕送り金はかなり大きくなる。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 そうですね。そういうことになります。

○白波瀬部会長 そういうことです。

いかがでしょうか。単身赴任のところって意外と、数はそんなにないですけども、その動きという点は確かに。

○永瀬委員 2010年の国勢調査で2.3%。有配偶男性。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 今回は、ですので、学業として長期不在、仕事のため長期不在ということ、今、分けているものを一緒にしようということで、捉えないということではないのです。

○永瀬委員 それだったら「学業・仕事」の方が分かりやすくないですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 世帯票は、私どもが調査員に対して示すものでして、世帯の皆様を示すものではないということで御理解いただければと思います。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○神林専門委員 これ、実態としては瑣末なのかもしれませんが、民営の賃貸住宅のところ、設備を共有しているかどうかというのは、やっぱり家計の消費行動を考えると結構大きい違いだと思います。既に設備を共用している民営の賃貸住宅というのはほとんどないという、そういう理解でしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。そこはもうほとんどなくなってきていると。ですので、調査事項としてここまで区分する必要はないだろうということです。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○永瀬委員 ①の調査区分、集計事項に新規で集計する予定というふうに記載してあって、就業者を「正規」とそれ以外に区分するというのは非常に私もとてもいいことではないか

と思うのですけれども、そのときに世帯主が正社員と、世帯主が非正社員というのはすぐ集計されると思うのですけれども、配偶者についても、世帯主の配偶者が正社員、世帯主の配偶者が非正社員、どちらかというとなら夫婦が正社員同士なのか、夫婦の一方が正社員で片方が非正社員なのか、一方が正社員で片方が無業なのかという、夫婦の組み合わせタイプ別の集計も消費動向を考えるのに非常に重要なのではないかというふうに思っております。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ありがとうございます。特別集計も含めまして、いろいろ可能性が出てくるかなというふうに思っています。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。重川専門委員、よろしいですか、何か。

○重川専門委員 地代についての話なのですが、多分、少なくともはなっていると思うのですが、住宅統計などを見ても、現在も3%ぐらいは確か地代を払っているような世帯もあったように思います。以前にも少しあったけれども、どのぐらいのところからそういう基準を切っていくかということにもなるのだと思うのです。例えば、ここでは書かないにしても、もし記入漏れということがあるのだとすると、口座振替の支払のところで家賃・地代ということを入れた方がいいのか。やっぱり家賃と地代は別物として捉えておいた方がいいのだとすると、別立ての項目があった方がいいのか、その辺はいかがでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それは、家計簿の話ですか。世帯票ではなくて。

○重川専門委員 世帯票のところで、家賃・地代のところを落とすという話なのですが、家計簿の口座振替に一応今でも家賃というのが入っております。ここで家賃・地代というふうにしておいた方が、もし書き忘れが起こりやすいのだとすると、目に留まるようにしておいた方がいいのかなと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 すみません、分類的には別の概念になっているので、項目としては分けないといけないのです。つまり調査票の中で「家賃・地代」とやっちゃいますと、異なる収支項目を合わせて収集してしまうことになってしまいます。今のお話は家計簿の方をそういうふうにするというお話のアイデアを頂戴したというふうに理解したのですが、家計簿の自動振替、口座振込のところの家賃の支払のところを、家賃ではなくて「家賃・地代」としたらどうかと。そうしたら忘れないのではないかとこの御提案を頂戴したと。

○白波瀬部会長 これはもう忘れないようにするためのチェックだけだけど、要らないのではないかと、そういうことで。

○重川専門委員 先ほど、何かそういう話でしたので。今、数も少なくなっているのですが、もう必要はないかという話なので、3%をどういうふうにするかだと思うのです。それほど大きくはないと考えるのか、まだそこそこの数と考えるかによって。もちろんもう既に振替のところは項目いっぱいなので追加は難しいので、ここにあることで調査対象の方に記入漏れがないように期待するということになるのだと思うのですが。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。そこはしっかりと私どもも漏

れないように。これは全般的に言える話でございまして、世帯票にあるから漏れが発生しないかどうかということでも基本的にもございませんで、そこは切り離してもしかりと漏れがないようにお願いをしていきたいと思えます。

○白波瀬部会長 これ、地代を支払っているのは3%、もうそれはデータとしてある。つまり、そのところを少しご説明願えますか。

○重川専門委員 もう一度確認をしていただく方がよいと思いますが、確か住宅統計等で見ると、25年のものでも3%ぐらいあったように思います。持ち家の中で地代を払っている世帯がそのぐらいあったように思うのですけれども。

○白波瀬部会長 そのデータがもしあれば教えていただきたいのと、もしなければ、確認のために。ありますか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 ここは、まず世帯票の今日は御議論をさせていただいてございまして、これ自体は集計事項ではもともとございませんで、家賃・地代が有る無しというのはこの世帯票から集計しているわけではございませんで、調査世帯が家計簿に書いていただくときに記入漏れが発生しないように、調査員が備忘録としてつけているというものでございまして、最近はこの地代ということについては大分少なくともなってきたでございますので、全員に対して、あなた地代払ってますかということを知りたいのは、事項から外していいということでございます。消費支出そのものの事項が漏れないようにすることは、これは今まで御議論いただきました家計簿の議論になってくるわけですが、そこは漏れないように私どももいろいろな配布物などを通じましてお願いをしていきたいと考えてございます。なお、専門委員からアイデアがございました、家賃を「家賃・地代」とするということにつきましては、集計分類が違うので、そこは合わせ技にはすることができないということをお答えさせていただきます。

○白波瀬部会長 どうですか。重川専門委員は漏れないようにという、チェックの意味ということで御意見があったわけでございます、そういう意味では少ないから、みんなに聞くというよりも、調査員がチェックをするということで、逆に言えばこういうチェックが多いたるところではなくて、少ないところにあえて着目してチェックがないかっていうのが恐らく本来の形であろうかとは思っています。ただ、収支項目は別の事項なので、家計簿の口座振込のところでは「家賃・地代」というのはできないということです。できないから、では、別項目として立てるかということ、それは必要ないと。ただ、その必要ないとはいふにしないと、調査員の現場の方ではやっつけねというふうにしちゃうと、それは時代の要請から逆行してございまして、できるだけ標準化して、一人一人の裁量権が少ないように設定しないといけないということですので、そういう形のやり方はできるだけ避けていただけるような調査設計の方が多分よろしいであろうというふうには思っています。

どうでしょう、重川専門委員。地代というところは。やっぱり入れた方がよいとお考えですか。

○重川専門委員 元々が記入漏れの確認ということで、記入漏れしそうなことであるとすると、家賃であれば大抵忘れずに思っています。ただ、年に1回のようなことになってしまっていると、中にはもしかすると、人によって書き忘れというようなことが発生する

可能性があるのかなという気はします。

○白波瀬部会長 少しこの点、引き取らせていただきまして、御検討を少しお願いできますでしょうか。

○神林専門委員 この世帯票の性格をもう少し明確にした方がいいと思うのですが、調査対象者に対する調査票ではないので、いわば調査マニュアルと位置付けとしては似たような位置付けになってくると思うのですが、調査マニュアルと調査票の差というのはどこにあるのかというのを考えて、全部この情報を調査マニュアルの中に入れてしまって世帯票をなくすという手もあることはあるわけですね。逆に、調査マニュアルにある情報をできるだけ世帯票の中に入れてしまって、調査マニュアルを薄くするという手もあると思うのですが、どの辺のバランスをとるかというのを考えていただければいいのではないかと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そうですね。正に本当に指摘のとおりだと思います。世帯票の意義としましては、都道府県、それから、最後、集計では統計センターに上がってきまして、正に符号格付けをやっていく際に、最後の数字のチェックなどをやっていくわけでございまして、そのときに世帯票というのも横に置きながら、審査のチェックをやっていくというものでございまして、そこはそういった各調査系統、それから集計系統というところに関して、明示的にすべき事項であれば世帯票に落としておくという、こういう考え方になるかと思えます。

○白波瀬部会長 どうぞ、永瀬委員。

○永瀬委員 私、随分前になるのですが、家計調査と貯蓄動向調査が分かれているときに、それをマッチさせて、統計的マッチングに関する研究会というのに入れていただいて、家計調査と貯蓄動向をマッチさせて分析したことがあるのですが、そのときに貯蓄行動とか、やはり持ち家なのか賃貸なのか、非常に違いますし、それから、消費行動も、妻がどういうタイプの共働きなのか、あるいは無職なのかで非常に違いますので、こうした情報がデータの中にきちんとデータとして入っている。マニュアルではなくてきちんとデータの中に入っているということが、この家計調査のデータとしての価値を大いに上げる。そして、消費行動の分析ができるものになっているので、中には家計調査ではないと思うのですが、これは聞いてはいるけれども、電子データに入れていないというのがあることがございますが、是非こういうものは非常に重要な、世帯票は非常に重要なフェイスシートで、分析項目ですので、きちんと位置付けてとっていただいて、データに入れていただき、その後の分析ができるようにしていただきたいというふうに考えます。

○白波瀬部会長 その点については恐らく、今、神林専門委員の御意見も、世帯票の位置付けの中で、もちろん世帯票の情報もそうですけれども、原データの家計簿の中で正確にデータが入っていればオーケーなのだけでも、それをきちんと入っているようにチェックをするという部分と、いわゆる基礎データというのが混在しているので、そこは整理しようではないかということで、いずれにしてもデータをしっかり入れるという観点は恐らくそのとおりというふうに感じています。

○永瀬委員 フェイスシートはすごく重要なので、あまり安直にマニュアルに落としてい

ただきたくないなと考えていて。ただ、神林専門委員がおっしゃっているのは同意いたしますけれども、今まで集計事項に使われていないものでも、実は集計事項として非常に重要な調査項目もあるということをお考えいただきたいと思います。集計事項というのは、例えば個票でデータをお借りしたときに、非常に重要な分析軸になるような項目。現在、家計調査の中で集計表として報告書には載っていないけれども、データとして非常に重要な項目があるということをお話ししておきたいと思います。

○白波瀬部会長 少しこれは集計表の概念としては越境的なところもございますので引き取らせていただきまして、御意見として承るということでやりたいと思います。今、1点、やっぱりチェックのための地代というのは、もしかしたら、分かりにくいのであった方がよいのではないかという御意見を承ったので、それについても検討で引き取らせていただきまして、次回、確認をさせていただきたいと思います。

あともう1点は、やっぱり作業上のことなのですが、マニュアルのドラフトと、これとがやっぱり同時で見れると、もう少しこっちの方に、これはこういう形でマニュアルを入れた方が分かりやすいよねとかいう議論ができるのですけれども、少しそれはタイミング的に、現実的には難しいようなので、マニュアル、結構、皆様持っていますので、その点はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、若干残っているペンディングがありますけれども、基本的には調査世帯や負担軽減ということでこの修正ということで方向性よろしいというふうにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、審査メモ5ページの(3)オンライン調査の導入について、事務局からよろしくお願ひいたします。

○加藤総務省政策統括官(統計基準担当)付企業統計体系整備専門職 審査メモの5ページの(3)オンライン調査の導入のところを御覧ください。平成30年1月から段階的にオンライン回答を導入しまして、5種類ある調査票全てについてオンライン回答を可能としまして、回答方法は、紙調査票とオンライン回答から選択できるようにするという計画と聞いております。なお、今回、変更があります家計簿等といった調査票につきましては、変更後の調査票についてオンライン回答を可能とするということです。オンライン回答を導入しましても、家計簿、あとは年間収入調査票、貯蓄等調査票については今までどおり調査対象世帯がご自身で記入、入力し、世帯票及び準調査世帯票については調査員が今までどおり報告を行うという計画でございます。

オンライン調査導入そのものにつきましては、基本計画にも対応するものでありますので、また報告者や調査員の負担軽減にも資するものと考えられますので、適当と考えておりますが、円滑にオンライン調査の導入が実施されるのか、そういった方策が講じられているのかということや、オンライン回答の具体的方法、導入のスケジュール、セキュリティー対策等について確認するため、論点aからdを設定しておりますので、御審議いただければと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、調査実施者の方からよろしく御説明をお願いします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 12 ページをお開きいただきたいと思えます。a、b、c、dということで4つ書かせていただいております。まず、オンラインの回答方法でございますが、いわゆるエクセルファイルみたいな表計算ソフトに表形式に入力していくということではなくて、どの端末でも使えて入っておりますウェブブラウザでHTMLファイル形式で作成しまして、どの端末、パソコン、スマートフォン、タブレットからでも入力できるタイプとして考えてございます。

また、家計簿の入力に当たりましては、入力負担の軽減をやっていく支援機能といたしまして、特にスマホはそうでございますけれども、カメラを内蔵してございますので、そこでレシートの写真を撮ってもらいますと、購入商品の品名、金額を読み取る、そういう家計簿の所要項目に対応した自動入力機能を実装する予定でございます。

こちらについては別紙の方に写真なども付けさせていただきましたので、後ほど見ていただければと思います。通常の家計簿アプリなんかでも取り入れている機能を実装する予定でございます。

続きましてbでございますが、オンライン回答ができる範囲やスケジュールでございまして、オンライン調査につきましては、今、お諮りをさせていただいております調査票の改正に合わせまして、平成30年1月から、まず一つは新旧をオーバーラップさせる方式で調査体制、集計体制を考えてございますけれども、そちらの新家計簿を導入する調査世帯を対象にオンラインを導入していきたいと思っております。また、世帯の調査開始月に合わせまして段階的に導入すると。私ども6分の1ずつ調査世帯を新しく動かしてございしますが、そのタイミングで段階的にオンラインを導入していくやり方を原則として考えていきたいと思っております。

なお、導入当初、システム不具合がどうしても、ないようにやっても発生する傾向にございますので、ただちに対応ができるように、都道府県の導入タイミングも少しずらさせていただきまして、平成30年1月からは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の方々に御相談をさせていただいて、この4都県を先行導入しまして、システムの安定稼働も確認した上でその他の道府県に7月から導入をしていきたいと考えてございます。

それから、オンラインが可能になることの周知でございますが、こちらはもちろん、調査世帯に対して周知をしていく必要性がございますので、家計簿記入を開始する前に行います調査協力の依頼のときに調査員が抽出世帯を訪問いたしますので、そのタイミングでそういうオンライン回答も可能ですよというリーフレットを配布することを考えてございます。

最後、13ページでございますが、セキュリティ対策でございます。前々回も少しそういうお話があったかと思いますが、オンライン回答につきましては、調査世帯確認の認証方式はID、パスワード方式を採用で考えてございます。システム基盤につきましては、セキュリティポリシーを総務省は定めてございますので、その総務省のセキュリティポリシーにのっとりまして、ID、パスワード認証によりアクセス制御、それから通信やデータの暗号化、改ざん検知、ウイルス感染に關します検知やその除去、24時間監視による

不正アクセスや異常・障害の検知、データ消失に備えましたデータバックアップなどの対策を考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明に対しまして御質問、御意見をよろしくお願いいたします。

○神林専門委員 これは単純にチェックなのですけれども、バグ取りをするのに埼玉、千葉、東京、神奈川っていう、非常に都会のところを想定しているのですか。バグ取りって多分、すごく極端なものが出てきたときにバグが起こってしまうので、もし可能だったら、もう少し地域をばらした方がバグ取りは効率的にできるのではないかと思います。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 バグ取りというつもりでもないのですけれども、どちらかというとな実際の導入のノウハウを都道府県に広めていくための最初の部分だと思っております。確かに障害があるということもあって、範囲を小さくするのはあるのですが、基本的にはバグは総合テストの段階で、それと受入れテストの段階で潰していきたいと思えますし、あと、どちらかといえば改善のような事項の拾いですね、このような話も恐らく最初の段階からとっていく必要性もございまして、そこはどちらかといえば全国の中で言いますと、慣れたところの都市部の方々が、どちらかといいますと調査員の方々も慣れてもらってしゃる傾向がございまして、そこはそういう都府県の方から、都心部の方から少しお願いをしていきたいなど。C P Iといいますか、小売物価統計調査で最初導入したときも、東京都から実は導入して、ノウハウの蓄積もそれぞれ東京都、我々も持たせていただいて、全国展開をさせていただいた同じような方法をとっています。

○白波瀬部会長 先行導入に負担が少ないところから入れましょうということで、不具合については多分、広がれば広がるほど予期しない問題が出てくると思いますが。

あと、いかがでしょうか。

1点、やっぱりオンライン導入ということで、常に検証をしていただかなくては行けませんので、何が問題で、何が発生したかという情報共有を含めて、それをしっかり議論・検討していただきますように、よろしく申し上げます。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 かしこまりました。ありがとうございます。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

オンライン導入の方向ということは全体の方向でもございまして、今回の変更自体は適当というふうに考えられるかと思えます。では、この点、御了承いただいたということでよろしく申し上げます。

先ほど永瀬委員の方からも少し言及がありましたけれども、抽出区分の変更に移ります。審査メモの6ページ、(4)二人以上の世帯の抽出区分の変更について、事務局から説明をよろしく申し上げます。

○加藤総務省政策統括官(統計基準担当)付企業統計体系整備専門職 審査メモ6ページの(4)の二人以上の世帯の抽出区分の変更のところを御覧いただければと思います。二人以上の世帯につきましては、現在は農林漁家世帯とそれ以外に区分しまして、農林漁家世帯以外の世帯についてはさらに勤労者世帯と勤労者以外の世帯に区分して抽出すると先

ほどもお話がありましたが、そのようになっております。しかしながら、農林漁家世帯は減少しておるとい現状がございます。一方、勤労者以外の世帯における無職世帯の割合が増加しているということがございまして、今回、農林漁家世帯の区分はとりやめまして、「勤労者世帯」「無職世帯」及び「その他の世帯」という3区分に抽出区分を変更するという計画となっております。

この変更につきましては、限られた標本数の範囲で母集団の構成を考慮した標本を得ることで世帯の実態に即した集計がよりの確に行われるであろうと考えられて、そういった変更でございますので、おおむね適当と考えておりますが、抽出区分変更による時系列比較への影響等、確認する必要があるかと思われま。

そのため、論点になりますが、まずaとbの方で「農林漁家世帯」を設けていた理由、そしてこちらを廃止する経緯、廃止によりまして利活用上の問題はないのかといった点を確認した上で、論点c及びdによりまして、変更後の区分の整理、あとはeによりまして今回の抽出区分の変更により想定される影響等について御審議いただければと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査実施者から各論点について説明をお願いいたします。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 それでは、14ページを御覧いただきたいと思います。まず最初に「農林漁家世帯」を今まで設けていた理由と廃止する理由でございますが、農家の家計収支につきましては、以前、1998年までは農林水産省の農業経営統計調査で調べていまして、家計調査では1998年までは「農林漁家世帯」を調査対象には入れていない。対象から外してございました。1998年の統計審議会、当時の審議会におきまして、農家の家計収支も家計調査で一元的に把握することとされたことを受けまして、1999年から「農林漁家世帯」も調査対象の範囲に含めたというのが家計調査のこれまでの経緯でございます。このときに、「農林漁家世帯」を含む結果ということで新しく公表を開始したわけでございます。それまでは家計調査は「農林漁家世帯」を含む含まないを問わずに、「農林漁家世帯」は含んでいなかったわけなのですが、今度は「農林漁家世帯」を含む形になってきますので、新しく公表する際に、もしかしますと含む結果と除く結果で大きな差が発生してしまうかもしれないと。そういう断層にも備えまして、「農林漁家世帯」を除く結果、いわばこれまでの家計調査、1998年までの家計調査も継続して公表するというところを行ってきたところでございます。そこがきちんとできるように抽出段階で「農林漁家世帯」を設けたというのが経緯でございます。これ以降、農林漁家世帯を除く結果として昔ながらの家計調査の結果と「農林漁家世帯」を含む結果、両方を公表してきましたが、これらの結果にもう大きな差が生じなくなって参りまして、10年前になりますが、2008年の段階で「農林漁家世帯」を除く結果の集計は廃止してございます。一部、別掲の集計項目で「農林漁家世帯」を除く世帯、さらにその内数を表章はしてございますが、集計区分としては廃止してございます。

さらに、農林漁家世帯は年々減少しておりまして、現在2人以上の世帯に占める割合は1.8%にとどまっています。他方で、先ほども議論が出ましたけれども、高齢化の進展で、

いわゆる無職の世帯、有業人員ゼロ人世帯というのがかなり増加もしてきてございまして、抽出区分からは農林漁家世帯を廃止して、併せてその抽出区分を見直すということにさせていただきますと考えてございます。

そこで15ページでございますが、「農林漁家世帯」に関する集計はどのような利用をされているのかということでございますけれども、「農林漁家世帯」の集計というのは基本的にございまして、先ほどのとおり、「農林漁家世帯を除く結果」というのを2008年まで公表してきていたということでございます。農林漁家世帯につきましては、調査世帯が少ないということで集計公表は行ってございません。「農林漁家世帯を除く結果」につきましても、既に8年が経過してきてございまして、これまでのところ、それで支障が生じているというような、私どもへの連絡なり問合せなどは来てございません。

それから、「図において」というのは、私どもから示させていただいた図において、農林漁家世帯の矢印が、勤労者世帯や無職世帯にも伸びているのはなぜかということでございます。この農林漁家世帯か否かの判別でございますが、これは世帯が農林漁業を営んでいるかどうか。一方で、勤労者世帯か無職世帯かどうかというのは、当該世帯の世帯主、いわゆる家計を代表している者が、その世帯主が勤労者かどうか。家族がその区分であるか、世帯がその区分かどうか、世帯主がその区分かどうかの違いがあるということでございます。

したがって、現行では農林漁家世帯に区分されていまして、今回の変更では当該世帯の世帯主が勤労者であれば「勤労者世帯」になりますし、無職であれば「無職世帯」に区分されるということでございます。

変更後のその他の世帯に何が入るかということでございますが、これは商店などの自営業種や個人経営者、それから会社の役員などの法人経営者、弁護士など、自由業をしている世帯が該当するというところでございます。

最後、次のページに行きまして、16ページを見ていただきたいと思います。抽出区分の変更によって、全調査世帯に占める区分の比率はどのように変化するかということでございますが、現行の抽出区分、先ほどのとおり、農林漁家世帯の割合は少なく、2015年の平均で1.8%ということでございます。ところが、勤労者世帯と勤労者世帯以外の世帯が約半々ということでございます。中でも、現行の抽出区分で無職世帯というのが抽出区分としては設定してございまして、今回、新しくそこをと考えてございますけれども、現在の状況で見ますと、下の方にグラフを、現行での無職世帯の割合をグラフで出しておりますが、今、区分がないので、いわば先ほどは少し当てずっぽうみたいなといいたいでしょうか、確率的にみたいな話でございましたが、その状況が正にこのグラフでございまして、少しランダムに上下しているような状況も見えてくるかと思っております。よりこれを無職世帯を設定することによりまして、この部分に安定性が出てくるかなと考えているところでございます。こうしたとり方というのは今の消費支出を考えますと、農林漁家世帯をとっている現状よりは我が国の全体の状況に沿った形になるものと考えている次第でございます。

説明は以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、ただ今の御説明に対しまして御質問、御意見をお願いいたします。

○神林専門委員 すみません、確認なのですけれども、ここで言う無職世帯というのは、労働力調査ベースで見たときの無職が定義なのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 アクチュアルかどうかということですか。ユージュアルです。

○神林専門委員 では、抽出のフレームワークは何を使うのですか。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課情報化担当課長補佐 抽出は現行どおりです。世帯の名簿を作るときに、職業を聞きますので、そこで無職というのが判断されればそれで無職になります。

6世帯を選ぶのは、その単位区の中でどう割り振るかですので、名簿を作成する時点で反映させます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

○神林専門委員 乗率を作るのは、そうすると就業構造基本調査を使うのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 いえいえ。労働力調査を使います。先ほどは幾つかの補正の在り方としての研究で有業人員という話が少しありましたが、世帯人員数でやってございまして、毎月調べています労働力調査から推計をして、それを補正に使っていると。乗率の中で使っていると。先ほどのとおり抽出率の逆数を使って、そこで何を使うかですよね。

○白波瀬部会長 いや、定義が違うのを。

○佐藤総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 部会長がおっしゃられたように就業状態を把握する際のユージュアルかアクチュアルかの定義の問題が実はありますが、そこは示していません。有業人員により補正する場合、労働力調査の就業人員階級を使いますと、アクチュアルとユージュアルの違いが出てくるものですから、そこは少し問題だということは、今日はお話ししておりませんがあります。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 いや、無職世帯の乗率をどうやって計算するのですかっていうのが神林専門委員の質問だと思うのですけど。ベースが合わないので、どうやって乗率が計算できるのかなと私も今思ったのです。

○森本総務省統計局統計調査部消費統計課情報化担当課長補佐 まず最初のフレームとしては国勢調査を使いますので、その時点のいわゆる復元倍率というものがありますが、乗率はそこから最終的に集計するというか、現在は地域と世帯人員区分別に労働力調査に合わせて比推定を行いますので、無職世帯につきまして、集計のときに特別に乗率を何か動かすということではなく、無職も無職でないところもひっくるめて、世帯人員と地方の労働力調査に合うように乗率の補正は行うということでございます。最初のフレームのところでも、層化のところは無職かどうかというのは入れておりませんので、無職世帯の乗率というのはどこに引っかかってくるか、特段、無職であるからどうという補正をしていることではなく、6世帯を抽出するときの割り当ての数だけに影響してくるということですので、無職世帯の乗率は現行どおりの集計の乗率の作り方で作成いたします。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ごめんなさい、抽出区分ごとに乗率が存在するのではなくて、全体で乗率が存在しており、それで名簿を作っている。さらに、そこで乱数表を当てはめるために抽出区分を作成しているのですね。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 そういうことです。ですので、現行の農林漁家世帯に乗率があるわけではないのです。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 理解していませんで、失礼しました。

○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。あと、いかがですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 先ほども申し上げた世帯票の関係で一言付言をいたします。世帯票の新旧のうち、⑮と⑯と⑰に関しては、抽出区分の変更でということでお話をしておりました。審査メモの最後のページのところですね。世帯票の新旧を改めて見ていただければと思います。⑮と⑯は、今、御説明をいただいた抽出区分の変更の反射的変更ということで、それに連動するものです。

⑰耕地面積ということなのですが、この点だけ調査実施者からお願いできますでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 先ほど言っていたのにまた忘れてしまいました。耕地面積は、農林漁家世帯を判別するというために使っているものでございまして、今回、抽出区分を変更しまして、農林漁家世帯の区分を廃止することから、本項目につきましても削除するというものでございます。失礼いたしました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

永瀬委員、何かありますか。

○永瀬委員 先ほど少しお話ししましたが、妻が働いている人に関する比率が低いのではないかなというようなことが言われていたりもしますけれども、断られてもう一度行くときに、「無職」「勤労」「その他」ってお分けになるときに、特に勤労の中で妻の就業状況については何も特に考慮しないとすると、やはり忙しい妻はあまり協力したくない可能性があって、そこでセレクションが起きてしまうのではなかろうかというふうにし少し考えるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 その点、細かく言い始めるといろいろところで細かな点があろうかと思えます。いずれにしても、1地点6世帯を抽出して行くという中での話でもございますので、あまり細かくし過ぎると、地区によってはそれ自体がそもそも1人を形成するかどうかとかになって参りますし、調査員の活動範囲もその分複雑にもなって参ります。その点は今もいろいろな方々から指摘いただいているように、検証をしっかりとやっていく必要性はあるかと思えます。

○永瀬委員 何が必要なのですか。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 数字自体がどれほど本当に乖離が発生しているのか、私ども自体は、乖離はあるとは思いますが、言葉で言われているほどのもう全員がほとんど専業主婦のような世帯であるように言われる雰囲気があるのですが、そこまでの違いはなくて、そこはしっかりと情報公開といいたししょうか、提供していきながら、僕らも検証をしっかりとやっていく必要があると思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

もう時間を既に過ぎておりますので、この辺りでやめた方が次回も生産的な議論に繋がるような気がしますので、すみません、本日の審議はここまでとさせていただきます。

冒頭でも申し上げましたけれども、次回の部会では第3回部会、そして本日の部会で、まだ審議できていないものについての議論を行いまして、その後、答申案について審議を進めたいと思います。

最後に、皆様方にお願ひでございますけれども、本日の審議内容につきまして、追加で御質問、お気付きの点がございましたら、時間が短くて恐縮でございますけれども、12月7日、今週水曜日までに事務局まで電子メール等で御連絡いただければ幸いです。

なお、本日の審議内容につきましては、前回の第3回部会の状況と併せまして12月16日、金曜日に開催予定の統計委員会に私の方から報告させていただきます。

それでは、次回の部会について事務局から説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 次回の部会ですけれども、12月19日、月曜日の10時から、本日と同じこちらの会議室で開催する予定でございます。また、先ほど部会長からお話がありましたが、追加の御質問等ございましたら、7日、水曜日までに当方事務局までメールにより御連絡いただければ幸いです。

最後に、部会の結果概要ですけれども、また事務局で作成次第、メールにて御紹介させていただきますので、こちらについても御確認いただければと思います。

以上でございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上をもちまして本日の部会は終了といたします。次回が家計調査の審議としては最終回を予定しております。私の方も気を引き締めて、無駄話のないように進めたいと思います。引き続きどうかよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。